

の水域とし、また、その隻数は、百七十五隻を上回るこ
とがないように指導する。

3 日本国政府は共同規制水域内の鯨資源の状態に深い関心
を有しているので、同水域内において、小型捕鯨業の操業
隻数及びその漁獲努力を現在以上に増大しないように、ま
た、大型捕鯨業（百トン以上の漁船によるもの）の操業隻
数を現在程度以上に増大しないように指導する。

（）韓国農林部長官の声明（訳文）

本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業
に関する協定が効力を生ずるときに大韓民国と日本国との共
同規制水域において暫定的漁業規制措置が実施されることと
なることに関連し、大韓民国政府が次のとおりの措置を執る
方針であることをここに声明する。

1 暫定的漁業規制措置の適用の対象とならない種類の漁業
に従事する大韓民国の漁船で共同規制水域内に出漁するも
ののうち六十トン未満二十五トン以上のさばつり漁船の操
業期間は、六月一日より十二月三十一日までとし、その操
業区域は、共同規制水域のうち、大韓民国の慶尚北道と慶
尚南道との境界線と海岸線との交点と北緯三十五度三十分
と東経百三十度との交点とを結ぶ直線以南（ただし、済州
島の西側においては北緯三十三度三十分以南）の水域とす
るよう指導する。

2 大韓民国政府は共同規制水域内の鯨資源の状態に深い関
心を有しているので、同水域内において、小型捕鯨業の操
業隻数及びその漁獲努力を現在以上に増大しないように、
また、大型捕鯨業（百トン以上の漁船によるもの）の操業
隻数を現在程度以上に増大しないように指導する。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協
力に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、

両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請
求権に関する問題を解決することを希望し、

両国間の経済協力を増進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において千八十億円（一〇八、〇〇〇、〇〇〇、
〇〇〇円）に換算される三億合衆国ドル（三〇〇、〇〇
〇、〇〇〇ドル）に等しい円の価値を有する日本国の生
産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から
十年の期間にわたって無償で供与するものとする。各年

における生産物及び役務の供与は、現在において百八億
円（一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三
千万合衆国ドル（三〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい
円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しな
かったときは、その残額は、次年以降の供与額に加算さ
れるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締
約国政府の合意により増額されることができる。

④ 現在において七百二十億円（七二、〇〇〇、〇〇〇、
〇〇〇円）に換算される二億合衆国ドル（二〇〇、〇〇
〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額に達するまでの長期低
利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定
に基づいて締結される取極に従って決定される事業の実
施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国
による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日
から十年の期間にわたって行なうものとする。この貸付
けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるもの
とし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年におい
て均等に行ないうるために必要とする資金を確保するこ
とができるように、必要な措置を執るものとする。
前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立
つものでなければならない。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項につ

いて勧告を行なう権限を有する。両政府間の協議機関とし
て、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。
3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取
極を締結するものとする。

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の
財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請
求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フ
ランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に
規定されるものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこ
ととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までに
それぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったもの
を除く。）に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日から
この協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住した
ことがあるものの財産、権利及び利益。

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であ
って千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触
の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下に
はいったもの。

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びそ

の国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日
に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに
一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に
対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基
づくものに関しては、いかなる主張もすることができない
ものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、
まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかった紛争は、い
ずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争
の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に
各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選
定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内
に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲
裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員
との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託
するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国の
うちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を
任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国
について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員

会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定す
る国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が
協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委
員をもって構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決
定に服するものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、でき
る限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定
は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正
当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文であ
る日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚